

令和7年度岩手県建設業構造実態調査業務委託契約書（案）

- 1 業務名 令和7年度岩手県建設業構造実態調査業務
- 2 委託料 金 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円)
- 3 委託期間 令和7年 月 日から令和8年3月13日まで
- 4 契約保証金 円

岩手県（以下「発注者」という。）と (以下「受注者」という。) は、
上記業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

(総則)

第1条 発注者は、別添「令和7年度岩手県建設業構造実態調査業務仕様書」（以下「業務仕様書」という。）に掲げる業務（以下「委託業務」という。）の実施を上記の委託料及び委託期間をもって受注者に委託し、受注者はこれを受託した。

2 受注者は、委託業務の実施に当たっては、業務仕様書に基づき、これを誠実に実施しなければならない。

(個人情報の保護)

第1条の2 受注者は、この契約による事務の処理又は事業の遂行をするための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(指示)

第2条 発注者は、委託業務の実施に関し、発注者の職員をして受注者の履行状況を監督させ、又は必要な事項について指示させることがある。

2 受注者は、委託業務の実施に関し必要があると認めるときは、発注者の指示を受けなければならない。

(業務担当者の通知)

第3条 受注者は、委託業務を総括して担当する者を定め、速やかに発注者に通知しなければならない。委託業務を総括して担当する者を変更したときも同様とする。

(委託業務内容の変更等)

第4条 発注者は、必要があるときは委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができる。この場合において委託料及び委託期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

(損害の帰属)

第5条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(業務完了報告及び完了確認)

第6条 受注者は、委託業務を完了したときは、完了報告書（様式第1号）に成果品を添えて発

注者に提出し、その確認を受けなければならない。

2 発注者は、前項の規定による書類の提出があった場合、当該書類を審査し、委託業務の実施状況がこの契約に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を取るべきことを受注者に指示するものとする。

3 受注者は、前項の規定による指示に従って措置した場合は、その結果を発注者に報告しなければならない。

(委託料の請求等)

第7条 受注者は、委託業務の完了確認を受けた後、委託料請求書(様式第2号)を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項に規定する請求書の提出があった場合、提出があった日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第8条 受注者の責めに帰すべき事由により委託期間内に委託業務が完了しない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、委託料につき年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、委託料の支払を遅延した場合においては、受注者は、遅延日数に応じ、支払遅延した委託料につき年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第9条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき

(2) その責めに帰すべき事由により、委託期間内に委託業務が完了しないことが明らかであると認められるとき。

(3) 業務担当者を配置しなかったとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(5) 第10条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(6) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える

目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合において、受注者は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として、発注者が指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の規定は、委託料の支払いが完了した後においても適用する。

（受注者の解除権）

第10条 受注者は、発注者が契約に違反し、それにより契約の履行が不可能となったときには、契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（不当介入に対する措置）

第11条 受注者は、契約の履行に当たり、暴力団、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者による不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（再委託契約その他の契約の相手方（以下「委任者等」という。）が不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、不当介入報告・届出書により、速やかに発注者へ報告するとともに、管轄警察署に届出（以下「報告・届出」という。）をしなければならない。

2 受注者は、委任者等が不当介入を受けた場合は、速やかに受注者に報告を行うよう当該委任者等を指導しなければならない。

3 発注者は、受注者が不当介入を受け、報告・届出が適切に行われたと認める場合であって、委託期間内に委託業務が完了しないおそれがあると認められるときは、必要に応じて、委託期間の延長等の措置を講ずるものとする。

（委託期間の延長）

第12条 受注者は、天災地変その他自然的又は人為的事象であって、受注者及び発注者のいずれもその責に帰することができない不可抗力的事由により、委託期間内に委託業務を完了できないことが明らかになったときは、発注者に対してその理由を付した書面により委託期間の延長を求めることができる。

2 前項の場合、発注者は必要に応じて委託期間を延長することができるものとし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（権利義務譲渡等の禁止）

第13条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させては

ならない。ただし、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託又は下請負の禁止)

第 14 条 受注者は、委託業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第 15 条 受注者の代表者又はその代理人、使用人その他の従事者は、委託業務の実施に当たって知り得た事項について、いかなる理由があっても外部に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委託期間の満了後及びこの契約が解除された後も同様とする。

(データ等の権利帰属)

第 16 条 委託業務の実施のため発注者が受注者に提供した入力資料、委託業務の実施により提出された成果品及び委託業務に関するデータが記録されている記録媒体の内容を成すデータ（以下「データ等」という。）に関する一切の権利は、発注者に帰属する。

(データ等の管理)

第 17 条 受注者は、データ等の外部への漏えい、滅失、き損等を防止するため、施設整備の管理運営体制に必要な措置を講じるとともに、善良なる管理者の注意義務をもってデータ等の適正な管理に当たらなければならない。

2 発注者は、受注者に対して、前項の規定により受注者の講じた措置について報告させるとともに、必要に応じてその改善を求めることができる。

(目的外使用等の禁止)

第 18 条 受注者は、委託業務に係るデータ等を委託業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第 19 条 受注者は、第 2 条第 1 項の規定による発注者の指示による場合を除き、委託業務に係るデータ等を複写し、又は複製してはならない。

(データ等の運搬)

第 20 条 委託業務に係るデータ等の運搬は、すべて受注者の責任で行うものとし、その経費は受注者の負担とする。

(データ等の廃棄)

第 21 条 受注者は、委託業務完了後において、データ等の廃棄を行う場合は、あらかじめ発注者の承諾を得るものとし、廃棄に当たっては、抹消、焼却、切断等の方法により再使用できない状態にして処分しなければならない。

(補則)

第 22 条 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議して定める。

この契約締結の証として本書 2 通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、それぞれ各 1 通を保有する。

令和7年 月 日

発注者 岩手県
代表者 岩手県知事 達 増 拓 也

受注者
住 所
氏 名

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第4 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第5 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(1) 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。

(2) 特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項（指示、報告等）

第6 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第7 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

参考様式（別記「個人情報取扱特記事項」第3関係）

個人情報管理責任者等通知書

年 月 日

岩手県知事 達増 拓也 様

受注者 住所
氏名

年 月 日付けで委託契約を締結した次の業務について、委託契約書第1条の2の規定に基づく個人情報取扱特記事項における、個人情報管理責任者等を下記のとおり定めたので通知します。

記

業 務 名	
-------	--

	氏 名
個人情報管理責任者	
業 務 従 事 者	

様式第1号

令和 年 月 日

岩手県知事 達増 拓也 様

住 所
名 称
代表者氏名

業 務 完 了 報 告 書

標記について、委託業務を完了したので、契約書第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 業 務 名 令和7年度岩手県建設業構造実態調査業務
- 2 委託期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- 2 実施成果 別添のとおり

様式第2号

令和 年 月 日

岩手県知事 達増 拓也 様

住 所
名 称
代表者氏名

委 託 料 請 求 書

年 月 日付けで締結した委託契約に係る委託料について、契約書第7条第1項の規定に基づき、次のとおり請求します。

請 求 金 額	円
委 託 業 務 の 名 称	
業 務 委 託 料	円

振込金融機関 名 称 _____ 支店・本店
口座番号 _____ 普通・当座

令和 年 月 日

岩手県知事 達増 拓也 様

住 所
名 称
代表者氏名

業 務 担 当 者 通 知 書

標記について、委託業務を総括して担当する者を定めた（変更した）ので、令和7年度岩手県建設業構造実態調査業務委託契約書第3条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 業務名 令和7年度岩手県建設業構造実態調査業務
- 2 委託期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
- 3 業務担当者